医療費の窓口負担が自己負担限度額までに

固市民課

以上の非課税世帯の人 険税を完納している人、

高齢者医療保険の保険証 ◇過去12カ月に90日を超える ■手続きに必要なもの ◇国民健康保険、または後期

有効期限の過ぎた保険証は

限が切れます。引き続き認定 定証は、7月31日休で有効期

を受けるには8月29日金まで

長期入院をしている場合は

入院日数を確認できる領収書

に申請が必要です。

険担当窓口へ返却してくださ 民課または各支所国民健康保 報に注意して破棄するか、市 効期限が過ぎてから、個人情 現在お持ちの保険証は、 有

定証を保険証に同封しますの で、申請は不要です

容を確認してください。

70歳未満の人で国民健康保 70 歳

場合に減額される限度額認定

ります。

支所の窓口で申請してくださ 該当する人は、市役所、

すでに交付されている認

える分を支払う必要がなくな 定証を提示すれば限度額を超 受ける必要がありますが、認

払う一部負担金が高額になる 医療制度では、医療機関に支

国民健康保険や後期高齢者

高額療養費として払い戻しを

高額な外来診療の場合には、 証を交付しています。入院や

高齢受給者証一体型保険証 70歳から75歳到達(後期高

齢受給者証一体型保険証を郵 は、負担割合が記載された高

齢者医療制度加入)までの人

る場合は、 けて納めます から翌年2月までの8回に分 る世帯) 振替の世帯)または税額決定 通知書(現金納付または口座 税の内訳などを記載した納税 7月中旬に、国民健康保険 (年金から天引きされ を世帯主宛てに送付

します。 保険税は、原則として7月

なお、次のすべてに該当す

保険税が年金から

保険証」の更新 簡易書留で郵送します

知書をフ月中旬に送

17

医療保険の保険証が、 日に更新されます。 国民健康保険・後期高齢者

から簡易書留で郵送します。 お手元に届きましたら記載内 新しい保険証は、7月上旬

場合を除く)。 ○6~74歳の加入者のみで構

よる選択納付の手続きをした 必要はありせん(口座振替に 天引きとなり、 個別に納める

の2分の1を超えない世帯 護保険料の合算額が、年金額 以上で、国民健康保険税と介 成されている世帯

との上手なつきあい方の

血圧測定で何がわかるの?

国民健康保険税の改正

軽減世帯を拡大・

賦課限度額を改定

する今年度の納税通知書から変わります。

象世帯が拡大されます。 ■軽減対象となる所得基準額

2割軽減

5割軽減

賦課限度額の改定

基礎分

後期高齢者支援分

介護分

均等割額・平等割額の軽減世帯の拡大

現行

35万円×被保険者数

24.5万円×(被保険

現行

50万円

13万円

11万円

※介護分は、40歳から65歳未満の加入者が賦課の対象です

33万円+

33万円+

者数-世帯主)

固税務課

地方税法・地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健

康保険税の税制を次のとおり改定しました。7月に発送

所得の低い世帯に対する均等割額(一人ごとに負担を お願いする分)・平等割額(世帯ごとに負担をお願いす

る分)の軽減対象となる所得基準額を、下表のとおり改 定しました。これにより国民健康保険税が軽減される対

23 (50) 1242

改正後

45万円×被保険者数

24.5万円×被保険者

改正後

51万円

16万円

14万円

33万円+

33万円+

されている人を継続審査し、

在お持ちの人)

◇限度額適用·減額認定証

(現

では、昨年中に認定証が交付

後期高齢者医療制度

認定された場合、

更新した認

固健康づくり課 **2** (50) 1235

心臓が血液を送り出すと きに血管にかかる圧力が血 圧で、血圧が高いと血管が 傷つき、血管の老化である 動脈硬化を進行させます。



心臓が縮んで血液を送り出した時の血圧が 「最高(収縮期)血圧」、元の形に戻ったときの 血圧が「最低(拡張期)血圧」です。基準値 は最高血圧129mmHg以下、または最低血圧 84mmHg以下です。

血圧が高い状態を放っておくと動脈硬化が進 み、どんどん血管が硬く、内側は細く、もろく って老化していきます。老化した血管は、 まったり破れやすくなりますので、脳卒中や心 臓病、腎臓病などを起こす可能性が高くなり

予防と改善のためには、標準体重の維持、減 塩、適度な運動、ストレスの解消などが効果的 です。アルコールを控え、薄味でバランスの良 い食事を心がけましょう。

健康診査を受けましょう

固市民課 ☎(50)1228

40歳以上の国民健康保険加入者を対象と した特定健康診査、および後期高齢者医療制 度加入者の健康診査を実施しています。

ぜひ受診して、生活習慣病を早期発見・予 防しましょう。

4月2日以降に国民健康保険・後期高齢者 医療制度に加入した人で受診を希望する場合 は、市民課へ連絡ください。

■受診方法

集団健診(保健センターなどで受診) または、個別健診(市内実施医療機関に 予約して受診) のどちらかで受診

■持参するもの

保険証、受診票、尿(個別健診は予約時に 確認してください)

平成26年7月1日 4

行政情報